

## 【計算例】平均給与額の算定

(例1)

遺族補償年金

平成28年7月10日被災、平成30年12月18日死亡した場合

(例2)

障害補償一時金

令和4年4月8日被災した再任用職員（令和4年4月1日に再任用として雇用）の場合

(例3)

障害補償一時金

平成30年10月27日被災、令和2年8月21日症状固定（症状固定時点で離職済）の場合

(例1) 遺族補償年金  
平成28年7月10日被災、平成30年12月18日死亡した場合

※ **緑色セル** が入力箇所になります。その他セルは計算式が入っているため、修正・変更しないでください。

作成日：令和5年11月09日

## 1 被災職員の基本情報

被災職員氏名	茨城 太郎
災害発生日時	H28.7.10
解説	災害発生日時とは？・・・負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発症が確定した日
補償事由発生日	H30.12.18
解説	補償事由発生日（遺族補償）とは？・・・「死亡した日」

生年月日 ※年齢は作成日時点	S57.3.1	41歳	(被災当時34歳)
補償の種類	遺族補償年金		

採用年月日	H12.4.1
解説	採用年月日とは？・・・被災職員が採用された日。再任用職員の場合は再任用として採用された日を指すため注意。

## 2 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与の計算

以下、①～④について、「○」「×」を選択してください。

① 補償事由発生日の時点で職員は離職していますか。	×
② 給与改定がありましたか。 解説 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間で給与改定があった。もしくは、災害発生日・補償事由発生日に給与改定があった。	○
③ 採用日当日起きた災害に該当しますか。 解説 再任用の場合は、再任用職員として採用された日を採用日とします。	×
④ 以下いずれかに該当しますか。 解説 災害発生の日時点で「再任用職員」の場合は、正職員の頃の給与期間を含めません。	
給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる場合	×
控除事由に掛ける日が過去3か月の全日数にわたる場合 ⇒「控除事由とは？(クリック)」	×
採用の日の属する月に災害を受けた場合	×

【注意！】 遡って昇給や昇格があった場合等、給与が遡及して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

上記①～④の入力が終了した場合、クリックしてください。記入不要欄が非表示となります。

- (1) 原則計算
- (2) 災害発生の日における基本的給与の月額計算
- (3) 過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算

**(1) 原則計算 及び (2) 災害発生の日における基本的給与の月額 へ進む。**

### (1) 【原則計算】

給与期間	H28.4.1 から	H28.5.1 から	H28.6.1 から	計
	H28.4.30 まで	H28.5.31 まで	H28.6.30 まで	
総日数	30 日	31 日	30 日	91 日
勤務した日数	20 日	19 日	20 日	59 日
控除日数	0 日	0 日	2 日	2 日
控除日数のうち、勤務を要しない日数	0 日	0 日	0 日	0 日

⇒ 「勤務した日数」「控除日数」は【別シート】で算出（クリックして別シートへ移動）

給与	給料	当月払い	固定給	278,100 円	278,100 円	278,100 円	834,300 円
	扶養手当	当月払い	固定給	25,500 円	25,500 円	25,500 円	76,500 円
	地域手当	当月払い	固定給	9,108 円	9,108 円	9,108 円	27,324 円
	住居手当	当月払い	固定給	25,500 円	25,500 円	25,500 円	76,500 円
	通勤手当	当月払い	固定給	25,350 円	25,350 円	25,350 円	76,050 円
	時間外勤務手当	翌月払い	実績給	54,300 円	49,956 円	56,472 円	160,728 円
	宿日直手当	翌月払い	実績給	0 円	0 円	0 円	0 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
計				417,858 円	413,514 円	420,030 円	1,251,402 円
減額された給与				0 円	0 円	0 円	0 円

※他に手当がある場合は適宜〔緑色セル〕に記入してください。  
**補** ※期末勤続手当は含めません。  
 ※通勤手当について平均給与額の算定期間前までにまとめて支給される場合は、その額を支給単位期間で除して1月当たりの通勤手当額を算出します。  
**足** ⇒除した結果、各月ごとの額に端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行いません。  
 ※給与支給事務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取扱います。(時間外勤務手当等)

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計(自動計算)  円

寒冷地手当の有無  有  無  円 ※直近の支給日に支給された寒冷地手当の月額を記入

**補** ※寒冷地手当の有無：災害発生日に支給地域に在勤しており、過去1年間に寒冷地手当が支給された場合は「有」を選択してください。  
**足**

## (2) 災害発生日における基本的給与の月額

「災害発生日」における給与情報を記入してください。

行政(一) 職 給料表  級  号

給料	278,100 円
扶養手当	25,500 円
地域手当	9,108 円
特勤勤務手当	0 円
へき地勤務手当	0 円
計	312,708 円

**補** ※地域手当については、給料及び扶養手当の月額に対するものが対象であり、管理職手当の月額に対するものは含まれません。  
**足** ※給与が選定して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

## 3 補償事由発生日における基本的給与の月額

「補償事由発生日」における給与情報を記入してください。

行政 職 給料表  級  号

給料	293,100 円
扶養手当	25,500 円
地域手当	9,558 円
特勤勤務手当	0 円
へき地勤務手当	0 円
計	328,158 円

**補** ※補償事由発生日の時点で「離職」している場合、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとして記入してください。  
**足** ※給与が選定して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

## 4 スライド率

スライド率早見表を参考に記入してください。

スライド率

※支給すべき年金の属する期間：補償事由発生日の属する期間  
 ※年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間：災害発生日の属する期間

## 5 最低保障額 / 最低限度額・最高限度額

最低最高限度額早見表を参考に最低限度額・最高限度額を記入してください。 ⇒ 補償を支給すべき月の属する年度の4月1日現在の年齢で見る。遺族補償年金の場合には、被災職員が生存していると仮定した年齢。

最低保障額  円 最高限度額  円 最低限度額  円

# 1. 用語の解説・注意点

## 【勤務した日数】

現実に勤務した日のほか、現実に勤務はしなかったが、**給与支給の対象となる日**（例：有給休暇、職尊免、祝祭日等）

## 【控除日数】

右①～⑧に当てはまる日

## 【控除日数のうち、勤務しない日数】

週休日等、勤務を要しない日であっても控除事由に該当する場合（例：金曜日に続いて月曜日も病欠休暇→控除日は土日も含めた4日となる。）

## 【注意点】

※祝日には「年末年始の休日」も含まれます。

※祝日と週休日重なった場合：「週休日優先」とします。

※控除日について、1日の一部が控除事由に該当するときは、その日を全く勤務しなかったものとして控除します。

（例）午後のみ療養休暇→その日1日を控除日として取扱います。

※土日の部活動等は、勤務命令が出ていて、手当が支給されている場合は「勤務日」とします。

## 【控除事由一覧】

○控除日数（法第2条第6項各号）

- ① 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日
- ② 産前産後の職員が、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日（いわゆる産前産後休暇）
- ③ 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日
- ④ 介護のために承認を受けて勤務しなかった日及び1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日
- ⑤ 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日
- ⑥ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日
- ⑦ 親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日
- ⑧ 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった日

# 2. 下記カレンダーに被災職員の勤務状況を入力（プルダウン選択）してください。

H28.4.1	H28.4.2	H28.4.3	H28.4.4	H28.4.5	H28.4.6	H28.4.7	H28.4.8	H28.4.9	H28.4.10	H28.4.11	H28.4.12	H28.4.13	H28.4.14	H28.4.15	
金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	
H28.4.16	H28.4.17	H28.4.18	H28.4.19	H28.4.20	H28.4.21	H28.4.22	H28.4.23	H28.4.24	H28.4.25	H28.4.26	H28.4.27	H28.4.28	H28.4.29	H28.4.30	-
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	-
週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	有給休暇	勤務	祝日等	週休日	-

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 0 円 （例）午前中：療養休暇、午後：出勤して時間外勤務まで行った場合の時間外勤務手当

勤務した日数
20

控除日数
0

控除に該当するが勤務を要しない日
0

H28.5.1	H28.5.2	H28.5.3	H28.5.4	H28.5.5	H28.5.6	H28.5.7	H28.5.8	H28.5.9	H28.5.10	H28.5.11	H28.5.12	H28.5.13	H28.5.14	H28.5.15	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
週休日	勤務	祝日等	祝日等	祝日等	有給休暇	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	
H28.5.16	H28.5.17	H28.5.18	H28.5.19	H28.5.20	H28.5.21	H28.5.22	H28.5.23	H28.5.24	H28.5.25	H28.5.26	H28.5.27	H28.5.28	H28.5.29	H28.5.30	H28.5.31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 0 円

勤務した日数
19

控除日数
0

控除に該当するが勤務を要しない日
0

H28.6.1	H28.6.2	H28.6.3	H28.6.4	H28.6.5	H28.6.6	H28.6.7	H28.6.8	H28.6.9	H28.6.10	H28.6.11	H28.6.12	H28.6.13	H28.6.14	H28.6.15	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	控除日①	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	
H28.6.16	H28.6.17	H28.6.18	H28.6.19	H28.6.20	H28.6.21	H28.6.22	H28.6.23	H28.6.24	H28.6.25	H28.6.26	H28.6.27	H28.6.28	H28.6.29	H28.6.30	-
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	-
勤務	控除日①	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	欠勤	週休日	週休日	欠勤	勤務	勤務	勤務	-

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 4,344 円

勤務した日数
20

控除日数
2

控除に該当するが勤務を要しない日
0

## 2（3）過去3か月間に支払われた給与がない場合等に該当する場合のみ記入

M33.1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

当該月のうち勤務を要しない日数 0 日

勤務した日数
0

控除日数
0

控除に該当するが勤務を要しない日
0



平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	茨城 太郎 昭和57年3月1日生	補償の種類	遺族補償年金
-------------------	---------------------	-------	--------

1 平均給与額算定内訳

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与  
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)

給与期間	平成28年4月1日から 平成28年4月1日まで	平成28年5月1日から 平成28年5月31日まで	平成28年6月1日から 平成28年6月30日まで	計	備考
総日数	30日	31日	30日	91日	
勤務した日数	20日	19日	20日	59日	
控除日数			2日	2日	
給料	278,100円	278,100円	278,100円	834,300円	
扶養手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	控除日に時間外勤務手当 4,344円支払われた。
地域手当	9,108円	9,108円	9,108円	27,324円	
住居手当	25,500円	25,500円	25,500円	76,500円	
通勤手当	25,350円	25,350円	25,350円	76,050円	
時間外勤務手当	54,300円	49,956円	56,472円	160,728円	寒冷地手当 有り
宿日直手当					17,800円
計	417,858円	413,514円	420,030円	1,251,402円	

(A) 法第2条第4項本文による金額

寒冷地手当

〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕

(給与総額) (総日数)  
 $1,251,402 \text{ 円} \div 91 = 13,751 \text{ 円} \quad 67 \text{ 銭 (イ)}$

$17,800 \text{ 円} \times 5 \div 365 = 243 \text{ 円} \quad 83 \text{ 銭 (ロ)}$

**(イ) + (ロ) = 13,995 50 銭**

(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額

〔日、時間又は出来高払制に  
よって定められた給与の総額〕 (勤務した日数)  
 $160,728 \text{ 円} \div 59 \times 60/100 = 1,634 \text{ 円} \quad 52 \text{ 銭 (ハ)}$

(その他の給与の総額) (総日数)  
 $1,090,674 \text{ 円} \div 91 = 11,985 \text{ 円} \quad 42 \text{ 銭 (ニ)}$

**(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,863 円 78 銭**

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

$\left[ \frac{17800 \times 5}{365} + 363,558 \div 30 \right] \times 2 = 24,724 \text{ 円} \quad 87 \text{ 銭 (ホ)}$

$\left[ \frac{17800 \times 5}{365} + \quad \quad \quad \right] \times \quad = \quad \text{円} \quad \text{銭 (ホ)'}$

$\left[ \frac{17800 \times 5}{365} + \quad \quad \quad \right] \times \quad = \quad \text{円} \quad \text{銭 (ホ)''}$

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 4,344 円 銭 (ヘ)

**(ホ) + (ヘ) = 29,068 円 87 銭 (ト)**

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$\left[ \frac{17800 \times 5}{365} \times 91 \right] + 1,251,402 \text{ 円} - 29,068 \text{ 円} \quad 87 \text{ 銭}$

(総日数) (控除日数)

$91 \text{ 日} - 2 \text{ 日}$

**13,983 円 39 銭**

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書き計算)

〔日、時間又は出来高払制によって定められた  
給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)

$156,384 \text{ 円} \div 57 \times 60/100 = 1,646 \text{ 円} \quad 14 \text{ 銭 (チ)}$

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$\left[ \frac{17800 \times 5}{365} \times 91 \right] + 1,090,674 - 24,724 \text{ 円} \quad 87 \text{ 銭}$

(総日数) (控除日数)

$91 \text{ 日} - 2 \text{ 日}$

**(チ) + (ウ) = 13,872 円 41 銭**

(D)	<p style="text-align:center;">規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)</p> <p style="text-align:center;">円 ÷ = 円 銭</p>																																																																									
	<p>①災害発生の日 (平成28年7月10日)における 基本的給与の月額</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align:center;">行政 (一)</td> <td style="width:10%; text-align:center;">職給 料表</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4 級</td> <td style="width:10%; text-align:center;">6 号級</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">278,100</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">25,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">9,108</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:right;">計</td> <td style="text-align:right;">312,708</td> <td>円</td> </tr> </table>	行政 (一)	職給 料表	4 級	6 号級			給 料				278,100	円	扶 養 手 当				25,500	円	地 域 手 当				9,108	円	<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>					円	計				312,708	円	<p>②補償事由発生日 (平成30年12月18日)における 基本的給与の月額</p> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; text-align:center;">行政</td> <td style="width:10%; text-align:center;">職給 料表</td> <td style="width:10%; text-align:center;">4 級</td> <td style="width:10%; text-align:center;">9 号級</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">293,100</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">25,500</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align:right;">9,558</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align:right;">計</td> <td style="text-align:right;">328,158</td> <td>円</td> </tr> </table>	行政	職給 料表	4 級	9 号級			給 料				293,100	円	扶 養 手 当				25,500	円	地 域 手 当				9,558	円	<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>					円	計				328,158	円
行政 (一)	職給 料表	4 級	6 号級																																																																							
給 料				278,100	円																																																																					
扶 養 手 当				25,500	円																																																																					
地 域 手 当				9,108	円																																																																					
<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>					円																																																																					
計				312,708	円																																																																					
行政	職給 料表	4 級	9 号級																																																																							
給 料				293,100	円																																																																					
扶 養 手 当				25,500	円																																																																					
地 域 手 当				9,558	円																																																																					
<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>					円																																																																					
計				328,158	円																																																																					
(E)	<p style="text-align:center;">規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)</p> <p style="text-align:center;">円 ÷ 30 = 円 銭</p>																																																																									
(F)	<p style="text-align:center;">規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)</p> <p style="text-align:center;">328,158 円 ÷ 30 = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10,938 円 60 銭</span></p>																																																																									
(G)	<p style="text-align:center;">規則第3条第4項による金額</p> <p>災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)</p> <p style="text-align:right;">312,708 円 ÷ 30 = 10,423 円 60 銭 (ヌ)</p> <p>(ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額</p> <p style="text-align:right;">13,995 円 50 銭 (ル)</p> <p style="text-align:center;">(ル) (総務大臣が定める率)</p> <p style="text-align:center;">13,995 円 50 銭 × 1.00 = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13,995 円 50 銭</span></p>																																																																									
規 則 3 条 6 項 に よ る 金 額	(H)	<p>離職後に補償を行なうべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)</p> <p style="text-align:center;">円 ÷ 30 = 円 銭</p>																																																																								
	(I)	<p>離職後に補償を行なうべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額</p> <p>災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)</p> <p style="text-align:center;">円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ)</p> <p>(ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額</p> <p style="text-align:right;">円 銭 (ワ)</p> <p style="text-align:center;">(ワ) (総務大臣が定める率)</p> <p style="text-align:center;">円 銭 × 1.00 = 円 銭</p>																																																																								
	(J)	<p>(H) (I)以外の金額</p> <p style="text-align:right;">円 銭</p>																																																																								
(K)	<p style="text-align:center;">規則第3条第7項による金額</p> <p style="text-align:right;"><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">円</span></p>																																																																									
(L)	<p>法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢</p> <p style="text-align:right;">36歳</p>																																																																									
	最 高 限 度 額	最 低 限 度 額	昭和61年改正法附則第5条の 規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																																							
	19,286 円	6,673 円																																																																								
2 平均給与額	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">13,996 円 ( A )による金額</span>																																																																									
<p>* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p style="text-align:center;">所属部局の { 名 称 所 在 地 長の職・氏名</p>																																																																										

(例2) 障害補償一時金  
令和4年4月8日被災した再任用職員(令和4年4月1日に再任用として雇用)の場合

※ **緑色セル** が入力箇所になります。その他セルは計算式が入っているため、修正・変更しないでください。

作成日：令和5年11月09日

## 1 被災職員の基本情報

被災職員氏名	再任用太
災害発生日時	R4.4.8
解説	災害発生日時とは・・・負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発症が確定した日
補償事由発生日	R4.8.5
解説	補償事由発生日(障害補償)とは・・・「負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日(症状固定日)」

生年月日 ※年齢は作成日時時点	S37.8.1	61歳	(被災当時59歳)
補償の種類	障害補償一時金		

採用年月日	R4.4.1	(採用から1か月以内に被災)：特例計算に該当
解説	採用年月日とは・・・被災職員が採用された日。再任用職員の場合は再任用として採用された日を指すため注意。	

## 2 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与の計算

以下、①～④について、「○」「×」を選択してください。

① 補償事由発生日の時点で職員は離職していますか。	×
② 給与改定がありましたか。 解説 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間で給与改定があった。もしくは、災害発生日・補償事由発生日に給与改定があった。	×
③ 採用日当日起きた災害に該当しますか。 解説 再任用の場合は、再任用職員として採用された日を採用日とします。	×
④ 以下いずれかに該当しますか。 解説 災害発生の日時点で「再任用職員」の場合は、正職員の頃の給与期間は含みません。	○
給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる場合	×
控除事由に掛ける日が過去3か月の全日数にわたる場合 ⇒「控除事由とは?」(クリック)	×
採用の日の属する月に災害を受けた場合	○

【様式(D)欄】規則第3条第1項(採用の日の属する月に災害を受けた場合等)に該当

上記①～④の入力が終了した場合、クリックしてください。記入不要欄が非表示となります。

- (1) 原則計算
- (2) 災害発生の日における基本的給与の月額計算
- (3) 過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算

**(3) 過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算へ進む**

### (3) 過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算

「給与期間」の特定

採用の日の属する月に災害を受けた場合 ⇒ 「採用の日から災害発生の日までの期間」=「給与期間」となる

「上記で特定した給与期間」における給与情報を記入してください。

給与期間	R4.4.1 から R4.4.8 まで
総日数	8日
勤務した日数	6日
控除日数	0日
控除日数のうち、勤務を要しない日数	0日

⇒ 「勤務した日数」「控除日数」は(別シート)で算出(クリックして別シートへ移動)

<給与を受けた月の給与等の総額を記入>

給与	給料	当月払い	固定給	179,200 円	51,200.0 円
	扶養手当	当月払い	固定給	13,500 円	3,857.1 円
	地域手当	当月払い	固定給	19,270 円	5,505.7 円
	住居手当	当月払い	固定給	15,400 円	4,400.0 円
	通勤手当	当月払い	固定給	23,061 円	6,588.9 円
	時間外勤務手当	翌月払い	実績給	5,376 円	5,376.0 円
	宿日直手当	翌月払い	実績給	0 円	0.0 円
				0 円	0.0 円
				0 円	0.0 円
				0 円	0.0 円
				0 円	0.0 円
	計		255,807 円	76,927.7 円	

給与期間見合い分の算出→

補足 ※例) 4月1日採用で4月8日負傷した場合⇒4月分の給与総額を記入してください。

【該当すれば自動計算されます】  
 <このような特例計算においても、法第2条第4項ただし書き（最低保障計算）及び同条第6項（控除計算）の規定が準用されます。>  
 ⇒ 「実績給がある」ため法第2条第4項（最低保障計算）と比較する必要あり。  
 ⇒ 比較計算の結果、「規則第3条第1項による金額」が最も高い金額ため、当該金額が様式（D）欄に採用される。

### 3 補償事由発生日における基本的給与の月額

「補償事由発生日」における給与情報を記入してください。

行政	職	給料表	2	級	1	号
給料	179,200	円				
扶養手当	13,500	円				
地域手当	19,270	円				
特勤手当	0	円				
へき地勤労手当	0	円				
	計		211,970	円		

補足 ※補償事由発生日の時点で「離職」している場合、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとして記入してください。  
 ※給与が選及して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

### 4 スライド率

記入不要です。

スライド率

### 5 最低保障額 / 最低限度額・最高限度額

最低保障額早見表を参考に最低保障額を記入してください。 ⇒ 最低保障額は、補償事由発生日の属する期間の区分の額を用いてください。

最低保障額  円      最高限度額  円      最低限度額  円





平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	再任用太 昭和37年8月1日生	補償の種類	障害補償一時金
-------------------	--------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与  
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)

給与期間	令和4年1月1日から 令和4年1月1日まで	令和4年2月1日から 令和4年2月28日まで	令和4年3月1日から 令和4年3月31日まで	計	備考
総日数					控除日に時間外勤務手当は 支払われていない。  寒冷地手当 無し
勤務した日数					
控除日数					
給料					
扶養手当					
地域手当					
住居手当					
通勤手当					
時間外勤務手当					
宿日直手当					
計					

(A) 法第2条第4項本文による金額

寒冷地手当

〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕

(給与総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭 (イ) 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)

**(イ) + (ロ) = 銭**

(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額

〔日、時間又は出来高払制に〕 (勤務した日数) 円 ÷ × 60/100 = 円 銭 (ハ)

(その他の給与の総額) (総日数) 円 ÷ = 円 銭 (ニ)

**(ロ) + (ハ) + (ニ) = 円 銭**

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

〔  $\frac{0 \times 5}{365} + \dots \div \dots \times \dots - \dots =$  円 銭 (ホ) 〕

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)

(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

〔  $\frac{0 \times 5}{365} \times \dots + \dots - \dots =$  円 銭 〕

(総日数) (控除日数) = **円 銭**

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書き計算)

〔日、時間又は出来高払制によって定められた〕 (勤務した日数) 円 ÷ × 60/100 = 円 銭 (チ)

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

〔  $\frac{0 \times 5}{365} \times \dots + \dots - \dots =$  円 銭 (リ) 〕

(総日数) (控除日数) = **(チ) + (リ) = 円 銭**

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数) 76,927.7 円 ÷ 8 = 9,615 円 96 銭 ※最低保障計算・控除計算の結果、規則第3条第1項による金額を採用		
①災害発生日 (令和4年4月8日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号級 給料 円 扶養手当 円 地域手当 円 特勤手当又はへき地勤務手当 円 計 円	②補償事由発生日 (令和4年8月5日)における 基本的給与の月額 行政 職給料表 2 級 1 号級 給料 179,200 円 扶養手当 13,500 円 地域手当 19,270 円 特勤手当又はへき地勤務手当 円 計 211,970 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 211,970 円 ÷ 30 = <b>7,065 円 66 銭</b>		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヌ) (ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 円 銭 (ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = <b>円 銭</b>		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行なうべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行なうべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭 (ヲ) (ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 円 銭 (ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H) (I)以外の金額 円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額 <b>3,940 円</b>		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 <u>60歳</u>		
最高限度額 円	最低限度額 円	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
2 平均給与額 <b>9,616 円 ( D )による金額</b>		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 年 月 日 所属部局の { 名称 所在地 長の職・氏名		

(例3) 障害補償一時金  
平成30年10月27日被災、令和2年8月21日症状固定（症状固定時点で離職済）の場合

※ **緑色セル** が入力箇所になります。その他セルは計算式が入っているため、修正・変更しないでください。

作成日：令和5年11月09日

## 1 被災職員の基本情報

被災職員氏名	茨城 花子
災害発生日時	H30.10.27
解説	災害発生日時とは・・・負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発症が確定した日
補償事由発生日	R2.8.21
解説	補償事由発生日（障害補償）とは・・・「負傷又は疾病が治り障害等級に該当することとなった日（症状固定日）」

生年月日 ※年齢は作成日時点	S33.5.29	65歳	(被災当時60歳)
補償の種類	障害補償一時金		

採用年月日	S52.4.1
解説	採用年月日とは・・・被災職員が採用された日。再任用職員の場合は再任用として採用された日を指すため注意。

## 2 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与の計算

以下、①～④について、「○」「×」を選択してください。

① 補償事由発生日の時点で職員は離職していますか。	<input type="radio"/>	【様式 (I) 欄】 離職後に補償を行なうべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度の計算に該当
② 給与改定がありましたか。 解説 災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間で給与改定があった。もしくは、災害発生日・補償事由発生日に給与改定があった。	<input checked="" type="checkbox"/>	
③ 採用日当日起きた災害に該当しますか。 解説 再任用の場合は、再任用職員として採用された日を採用日とします。	<input checked="" type="checkbox"/>	
④ 以下いずれかに該当しますか。 解説 災害発生の日時点で「再任用職員」の場合は、正職員の頃の給与期間を含めません。		
給与を受けない期間が過去3か月の全日数にわたる場合	<input checked="" type="checkbox"/>	
控除事由に掛ける日が過去3か月の全日数にわたる場合 ⇒「控除事由とは? (クリック)」	<input checked="" type="checkbox"/>	
採用の日の属する月に災害を受けた場合	<input checked="" type="checkbox"/>	

上記①～④の入力が終了した場合、クリックしてください。記入不要欄が非表示となります。

- (1) 原則計算
- (2) 災害発生の日における基本的給与の月額計算
- (3) 過去3か月間に支払われた給与がない場合等の計算

**(1) 原則計算 及び (2) 災害発生の日における基本的給与の月額 へ進む。**

### (1) 【原則計算】

給与期間	H30.7.1 から	H30.8.1 から	H30.9.1 から	計
	H30.7.31 まで	H30.8.31 まで	H30.9.30 まで	
総日数	31 日	31 日	30 日	92 日
勤務した日数	22 日	23 日	20 日	65 日
控除日数	0 日	0 日	0 日	0 日
控除日数のうち、勤務を要しない日数	0 日	0 日	0 日	0 日

⇒ 「勤務した日数」「控除日数」は【別シート】で算出（クリックして別シートへ移動）

給与	給料	当月払い	固定給	419,328 円	419,328 円	419,328 円	1,257,984 円
	扶養手当	当月払い	固定給	0 円	0 円	0 円	0 円
	地域手当	当月払い	固定給	25,159 円	25,159 円	25,159 円	75,477 円
	住居手当	当月払い	固定給	0 円	0 円	0 円	0 円
	通勤手当	当月払い	固定給	2,100 円	2,200 円	2,200 円	6,500 円
	時間外勤務手当	翌月払い	実績給	0 円	0 円	0 円	0 円
	宿日直手当	翌月払い	実績給	0 円	0 円	0 円	0 円
	教員特別手当	当月払い	固定給	7,000 円	7,000 円	7,000 円	21,000 円
	特殊勤務手当	翌月払い	実績給	10,200 円	0 円	0 円	10,200 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
				0 円	0 円	0 円	0 円
計				463,787 円	453,687 円	453,687 円	1,371,161 円
減額された給与				0 円	0 円	0 円	0 円

補 ※他に手当がある場合は適宜〔緑色セル〕に記入してください。  
 ※期末通勤手当は含めません。  
 ※通勤手当について平均給与額の算定期間前までにまとめて支給される場合は、その額を支給単位期間で除して1月当たりの通勤手当額を算出します。  
 足 ⇒除した結果、各月ごとの額に端数が生じる場合は、その端数は各月において端数処理を行いません。  
 ※給与支給事務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取扱います。(時間外勤務手当等)

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計(自動計算) 0 円

寒冷地手当の有無 無 円 ※「無」の場合、金額記入不要

補 足 ※寒冷地手当の有無：災害発生日に支給地域に在勤しており、過去1年間に寒冷地手当が支給された場合は「有」を選択してください。

## (2) 災害発生日における基本的給与の月額

「災害発生日」における給与情報を記入してください。

教育(三) 職 給料表 2 級 149 号

給料	419,328 円
扶養手当	0 円
地域手当	25,159 円
特勤勤務手当	0 円
へき地勤務手当	0 円
計	444,487 円

補 足 ※地域手当については、給料及び扶養手当の月額に対するものが対象であり、管理職手当の月額に対するものは含まれません。  
 ※給与が選定して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

## 3 補償事由発生日における基本的給与の月額

「補償事由発生日」における給与情報を記入してください。

教(三) 職 給料表 2 級 149 号

給料	419,328 円
扶養手当	0 円
地域手当	25,159 円
特勤勤務手当	0 円
へき地勤務手当	0 円
計	444,487 円

補 足 ※補償事由発生日の時点で「離職」している場合、離職時に占めていた職に引き続き在職していたものとして記入してください。  
 ※給与が選定して改定された場合には、再計算した金額を記入してください。

## 4 スライド率

スライド率早見表を参考に記入してください。

スライド率 1.00

※支給すべき年金の属する期間：補償事由発生日の属する期間  
 ※年金たる補償を支給すべき事由が生じた日の属する期間：災害発生日の属する期間

## 5 最低保障額 / 最低限度額・最高限度額

最低保障額早見表を参考に最低保障額を記入してください。 ⇒ 最低保障額は、補償事由発生日の属する期間の区分の額を用いてください。

最低保障額 3,970 円 最高限度額 円 最低限度額 円

## 1. 用語の解説・注意点

### 【勤務した日数】

現実に勤務した日のほか、現実に勤務はしなかったが、**給与支給の対象となる日**（例：有給休暇、職専免、祝祭日等）

### 【控除日数】

右①～⑧に当てはまる日

### 【控除日数のうち、勤務しない日数】

週休日等、勤務を要しない日であっても控除事由に該当する場合（例：金曜日に続いて月曜日も病気休暇→控除日は土日も含めた4日となる。）

### 【注意点】

※祝日には「年末年始の休日」も含まれます。

※祝日と週休日重なった場合：「週休日優先」とします。

※控除日について、1日の一部が控除事由に該当するときは、その日を全く勤務しなかったものとして控除します。

（例）午後のみ療養休暇→その日1日を控除日として取扱います。

※土日の部活動等は、勤務命令が出ていて、手当が支給されている場合は「勤務日」とします。

### 【控除事由一覧】

○控除日数（法第2条第6項各号）

- ① 負傷し、又は疾病にかかり、療養のために勤務することができなかった日
- ② 産前産後の職員が、出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前から出産後8週間以内において勤務しなかった日（いわゆる産前産後休暇）
- ③ 育児休業の承認を受けて勤務しなかった日、承認を受けて育児短時間勤務をした日及び部分休業の承認を受けて育児のため1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日
- ④ 介護のために承認を受けて勤務しなかった日及び1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日
- ⑤ 地方公共団体等の責めに帰すべき事由によって勤務することができなかった日
- ⑥ 職員団体の業務に専ら従事するための許可を受けて勤務しなかった日
- ⑦ 親族の傷病の看護のため勤務することができなかった日
- ⑧ 休暇に関する条例等により、組合休暇を与えられて勤務しなかった日

## 2. 下記カレンダーに被災職員の勤務状況を入力（プルダウン選択）してください。

H30.7.1	H30.7.2	H30.7.3	H30.7.4	H30.7.5	H30.7.6	H30.7.7	H30.7.8	H30.7.9	H30.7.10	H30.7.11	H30.7.12	H30.7.13	H30.7.14	H30.7.15	
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	有給休暇	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	
H30.7.16	H30.7.17	H30.7.18	H30.7.19	H30.7.20	H30.7.21	H30.7.22	H30.7.23	H30.7.24	H30.7.25	H30.7.26	H30.7.27	H30.7.28	H30.7.29	H30.7.30	H30.7.31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務

勤務した日数
<b>22</b>

控除日数
<b>0</b>

控除に該当するが勤務を要しない日
<b>0</b>

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 **0** 円 例）午前中：療養休暇、午後：出勤して時間外勤務まで行った場合の時間外勤務手当

H30.8.1	H30.8.2	H30.8.3	H30.8.4	H30.8.5	H30.8.6	H30.8.7	H30.8.8	H30.8.9	H30.8.10	H30.8.11	H30.8.12	H30.8.13	H30.8.14	H30.8.15	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	
H30.8.16	H30.8.17	H30.8.18	H30.8.19	H30.8.20	H30.8.21	H30.8.22	H30.8.23	H30.8.24	H30.8.25	H30.8.26	H30.8.27	H30.8.28	H30.8.29	H30.8.30	H30.8.31
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	職専免	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務

勤務した日数
<b>23</b>

控除日数
<b>0</b>

控除に該当するが勤務を要しない日
<b>0</b>

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 **0** 円

H30.9.1	H30.9.2	H30.9.3	H30.9.4	H30.9.5	H30.9.6	H30.9.7	H30.9.8	H30.9.9	H30.9.10	H30.9.11	H30.9.12	H30.9.13	H30.9.14	H30.9.15	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	
H30.9.16	H30.9.17	H30.9.18	H30.9.19	H30.9.20	H30.9.21	H30.9.22	H30.9.23	H30.9.24	H30.9.25	H30.9.26	H30.9.27	H30.9.28	H30.9.29	H30.9.30	-
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	-
週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	週休日	週休日	-

勤務した日数
<b>20</b>

控除日数
<b>0</b>

控除に該当するが勤務を要しない日
<b>0</b>

控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等 **0** 円

### 2（3）過去3か月間に支払われた給与がない場合等に該当する場合のみ記入

M33.1.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
土	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

勤務した日数
<b>0</b>

控除日数
<b>0</b>

控除に該当するが勤務を要しない日
<b>0</b>

当該月のうち勤務を要しない日数 **0** 日



平均給与額算定書

2号紙

被災職員の氏名 及び生年月日	茨城 花子 昭和33年5月29日生	補償の種類	障害補償一時金
-------------------	----------------------	-------	---------

1 平均給与額算定内訳

災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与  
(通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)

給与期間	平成30年7月1日から 平成30年7月1日まで	平成30年8月1日から 平成30年8月31日まで	平成30年9月1日から 平成30年9月30日まで	計	備考
総日数	31日	31日	30日	92日	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日	
控除日数					
給料	419,328円	419,328円	419,328円	1,257,984円	
扶養手当					控除日に時間外勤務手当は 支払われていない。
地域手当	25,159円	25,159円	25,159円	75,477円	
住居手当					
通勤手当	2,100円	2,200円	2,200円	6,500円	
時間外勤務手当					寒冷地手当 無し
宿日直手当					
教員特別手当	7,000円	7,000円	7,000円	21,000円	
特殊勤務手当	10,200円			10,200円	
計	463,787円	453,687円	453,687円	1,371,161円	

(A) 法第2条第4項本文による金額

寒冷地手当

〔災害発生の日の属する月の前月の末日以  
前における直近の寒冷地手当の支給日に  
支給された寒冷地手当の額〕

(給与総額) (総日数)  
1,371,161 円 ÷ 92 = 14,903 円 92 銭 (イ) 円 × 5 ÷ 365 = 銭 (ロ)

**(イ) + (ロ) = 14,903 92 銭**

(B) 法第2条第4項ただし書きによる金額

〔日、時間又は出来高払制に  
よって定められた給与の総額〕 (勤務した日数)  
10,200 円 ÷ 65 × 60/100 = 94 円 15 銭 (ハ)

(その他の給与の総額) (総日数)  
1,360,961 円 ÷ 92 = 14,793 円 5 銭 (ニ)

**(ロ) + (ハ) + (ニ) = 14,887 円 20 銭**

(C) 法第2条第6項による金額(同条第4項本文計算)

(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)

$\left[ \frac{0 \times 5}{365} + \dots \right] \times \dots = \dots$  円 銭 (ホ)

(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)

(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)

(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)

$\left[ \frac{0 \times 5}{365} \times \dots \right] + \dots = \dots$  円 銭

(総日数) (控除日数) = 円 銭

(C') 法第2条第6項による金額(同条第4項ただし書き計算)

〔日、時間又は出来高払制によって定められた  
給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数)  
〔控除日を除く〕

円 ÷ 60/100 = 円 銭 (チ)

(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与の総額) (ホ)

$\left[ \frac{0 \times 5}{365} \times \dots \right] + \dots = \dots$  円 銭 (リ)

(総日数) (控除日数) = 円 銭

**(チ) + (リ) = 円 銭**

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)																																																													
円 ÷ =		円 銭																																																											
①災害発生の日 (平成30年10月27日)における 基本的給与の月額 <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教育 (三)</td> <td style="text-align: center;">職給料表</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">149 号級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">419,328</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">25,159</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">444,487 円</td> </tr> </table>	教育 (三)	職給料表	2 級	149 号級		給 料			419,328	円	扶 養 手 当				円	地 域 手 当			25,159	円	<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>				円	計				444,487 円	②補償事由発生日 (令和2年8月21日)における 基本的給与の月額 <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">教 (三)</td> <td style="text-align: center;">職給料表</td> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td style="text-align: center;">149 号級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給 料</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">419,328</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>扶 養 手 当</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>地 域 手 当</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">25,159</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">444,487 円</td> </tr> </table>	教 (三)	職給料表	2 級	149 号級		給 料			419,328	円	扶 養 手 当				円	地 域 手 当			25,159	円	<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>				円	計				444,487 円
教育 (三)	職給料表	2 級	149 号級																																																										
給 料			419,328	円																																																									
扶 養 手 当				円																																																									
地 域 手 当			25,159	円																																																									
<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>				円																																																									
計				444,487 円																																																									
教 (三)	職給料表	2 級	149 号級																																																										
給 料			419,328	円																																																									
扶 養 手 当				円																																																									
地 域 手 当			25,159	円																																																									
<small>特勤勤務手当又はへき地勤務手当</small>				円																																																									
計				444,487 円																																																									
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭																																																													
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 444,487 円 ÷ 30 = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14,816 円 23 銭</span>																																																													
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 444,487 円 ÷ 30 = 14,816 円 23 銭 (ヌ) (ヌ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 14,903 円 92 銭 (ル) (ル) (総務大臣が定める率) 14,903 円 92 銭 × 1.00 = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14,903 円 92 銭</span>																																																													
規 則 3 条 6 項 に よ る 金 額	(H) 離職後に補償を行なうべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 444,487 円 ÷ 30 = 14,816 円 23 銭																																																												
	(I) 離職後に補償を行なうべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 444,487 円 ÷ 30 = 14,816 円 23 銭 (ヲ) (ヲ) 及び (A) (B) (C) (C') (D) (E)のうち最も高い金額 14,903 円 92 銭 (ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 14,903 円 92 銭 × 1.00 = 14,903 円 92 銭																																																												
	(J) (H) (I)以外の金額 円 銭																																																												
	(K) 規則第3条第7項による金額 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3,970 円</span>																																																												
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 <u>62歳</u>																																																													
最 高 限 度 額	最 低 限 度 額	昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																											
2 平均給与額		<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">14,904 円 ( A )による金額</span>																																																											
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。																																																													
年 月 日																																																													
所属部局の	{	名 称 所 在 地 長 の 職 ・ 氏 名																																																											